

**第 2 3 回全国障害者スポーツ大会
障害者スポーツ普及に関する
基本計画（仮称） Ver. 1.0
骨子（案）**

平成 3 5 年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会

佐賀県競技力向上対策本部

第1章 基本的な考え方

1 基本計画の位置付け

この基本計画は、第23回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ佐賀大会」という。）に向けて、障害者が広くスポーツを楽しむ機会や“きっかけ”を増やし、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりを進め、全障スポ佐賀大会において、佐賀らしい戦い方で開催県としてふさわしい成績を収めるとともに、大会終了後も新たにスポーツを始める障害者が継続して増えていくなど、スポーツに親しめる社会を目指して、選手の発掘・育成や指導者の養成等に関する具体的な障害者スポーツ普及対策を示すものである。

2 基本計画の対象となる期間と目標

基本計画では、全障スポ佐賀大会の開催前後を次に掲げる4つの期間に区分し、大会競技や障害者スポーツの普及を図ることとする。

区 分	期 間	目 標（※）	
		九州ブロック予選会等に 出場できる団体競技種目数	メダル数
発掘・育成期	H28年度～H30年度	/12種目	
充実期	H31年度～H33年度	/12種目	
完成期	H34年度	/12種目	
	H35年度	/12種目	
定着期	H36年度以降	/12種目	

※目標値は基本計画策定時に記載する。

3 基本計画の見直し

基本計画は、障害者スポーツの普及の進捗状況や全国障害者スポーツ大会の正式競技の変更等の外部環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

第2章 佐賀県の障害者スポーツの現状と課題

1 佐賀県の現状

- (1) 全国障害者スポーツ大会の概要と成績
- (2) 国際大会の成績

2 佐賀県の障害者スポーツを取り巻く環境

- (1) 本県の障害者スポーツ人口
- (2) 県内の主な障害者スポーツ大会の状況
- (3) 特別支援学校、作業所等でのスポーツの活動状況
- (4) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認 障がい者スポーツ指導員資格の取得状況

第3章 障害者スポーツ普及に向けた具体的な取組

1 取り組むべき4つの柱

区 分	内 容
(1) 組織体制の整備・充実	大会競技の普及を効果的に実施するために必要な組織の整備・充実と、関係諸団体との連携強化を図る。
(2) 大会競技の普及及び選手の発掘・育成・強化	大会競技の普及及び選手の発掘・育成・強化を図る。
(3) 指導体制の確立	指導者の養成及び資質の向上を図るとともに、指導環境を整える。
(4) 障害者スポーツ普及のための環境整備	障害者スポーツ普及を円滑に進めるために、練習環境の整備や選手のサポート体制の充実を図るとともに、積極的な広報活動に努める。

2 具体的な対策

(1) 組織体制の整備・充実

現状・課題

- ◆ 障害者スポーツ競技に特化した競技団体が少なく、指導体制が十分でない。
- ◆ 障害者スポーツ競技の向上に携わる関係諸団体の役割を明確にするとともに、相互に協力し合うシステムづくりが必要。

① 障害者スポーツを行う組織の整備

- ア 障害者スポーツに特化した組織整備に対する支援
- イ 競技団体に対するチーム結成に向けての情報収集支援

② 関係諸団体との連携強化

- ア 団体間ネットワークの構築
- イ 市町、障害者団体、競技団体及び教育機関等の連携・支援

障害者スポーツ普及委員会〔意見〕

- ・ 障害者スポーツ競技の競技団体を立ち上げるなど組織的な普及が必要。
- ・ 団体競技の普及・指導に当たっては、既存の競技団体の協力が必要。
- ・ 障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会、その他関係団体の連携が必要。
- ・ 他県の障害者スポーツ普及のための組織や障害者スポーツ施設を調査し、報告をお願いしたい。

(2) 大会競技の普及及び選手の発掘・育成・強化

現状・課題

- ◆ 個人競技や団体競技の選手発掘につながる取組が必要。
- ◆ 団体競技はチーム未結成の競技がほとんどである。
- ◆ 特別支援学校では、障害の程度が多岐に渡るので、授業での取組が難しい。
- ◆ 特別支援学校の生徒は、卒業後は生活維持が優先となり、競技を止めてしまう傾向がある。

① 個人競技選手の発掘・育成・強化

- ア 佐賀県障害者スポーツ大会等の開催
- イ 未出場障害区分の選手発掘・育成

② 団体競技選手の発掘・育成・強化

- ア 未普及競技の選手発掘・育成
- イ 特別支援学校、作業所等におけるチーム編成に向けた支援
- ウ 普及推進校及び推進地域の選定

③ 両競技選手共通の発掘・育成・強化

- ア スポーツ体験教室等の開催
- イ 指定強化選手の認定
- ウ 全国障害者スポーツ大会に向けた強化練習会の実施
- エ 特別支援学校卒業後に競技を継続するための生活・就労支援機関等との連携

障害者スポーツ普及委員会〔意見〕

- ・ スポーツを楽しむきっかけづくりとなる取組が必要。
- ・ 特別支援学校での競技の普及が必要。
- ・ 特別支援学校だけでなく、それ以外の学校に通う生徒の選手の発掘も必要。
- ・ 競技性の高い団体競技については、強化に時間がかかるので、早い時期からの取組が必要。
- ・ 佐賀県の各競技の現状を見据えた上での取組が必要。

(3) 指導体制の確立

現状・課題

- ◆ 障害の特性を理解した指導者の養成が必要。
- ◆ 指導者の不足。
- ◆ 指導者の練習等の参加に対する職場の理解が必要。

① 指導者の養成及び資質向上

- ア 障がい者スポーツ指導員資格取得の促進
- イ トップレベル選手や指導者の特別支援学校等への派遣
- ウ 国内の優秀な指導者を招聘した研修会の開催

② 指導者の確保

- ア 教育委員会や既存競技団体への指導者確保の協力依頼
- イ 指導者が少ない競技への他競技指導者からの転向支援

③ 指導環境の整備

- ア 指導者が活動しやすい環境づくり
- イ 指導者間の連携体制の構築

障害者スポーツ普及委員会〔意見〕

- ・ 障害者スポーツに関わる指導者の確保が必要。
- ・ 初級障害者スポーツ指導者養成講座などによる資格取得の促進が重要。
- ・ トップレベル選手や指導者の特別支援学校への派遣が必要。
- ・ スポーツ教室への指導者の派遣が必要。

(4) 障害者スポーツ普及のための環境整備

現状・課題

- ◆ 障害者スポーツを支えるサポーターが不足している。
- ◆ 障害者が障害者スポーツの枠に留まりがちで、地域で日常的にスポーツを楽しむ環境にはない。
- ◆ 障害者スポーツに関する情報を障害者に届けるのが難しい。
- ◆ 普及のための競技用具等がない状態である。

① サポーターの育成

- ア サポーター研修会の開催
- イ サポーターの派遣

② 地域とのつながりの促進

- ア 市町や総合型地域スポーツクラブでの障害者スポーツの普及促進
- イ 地域リーグや大会等への参加支援

③ 広報活動による県民への障害者スポーツの周知と情報戦略

- ア SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用
- イ マスメディアとの連携
- ウ 情報収集と分析

④ 競技普及に対する支援

- ア 競技用具の整備
- イ 施設の利用助成

障害者スポーツ普及委員会〔意見〕

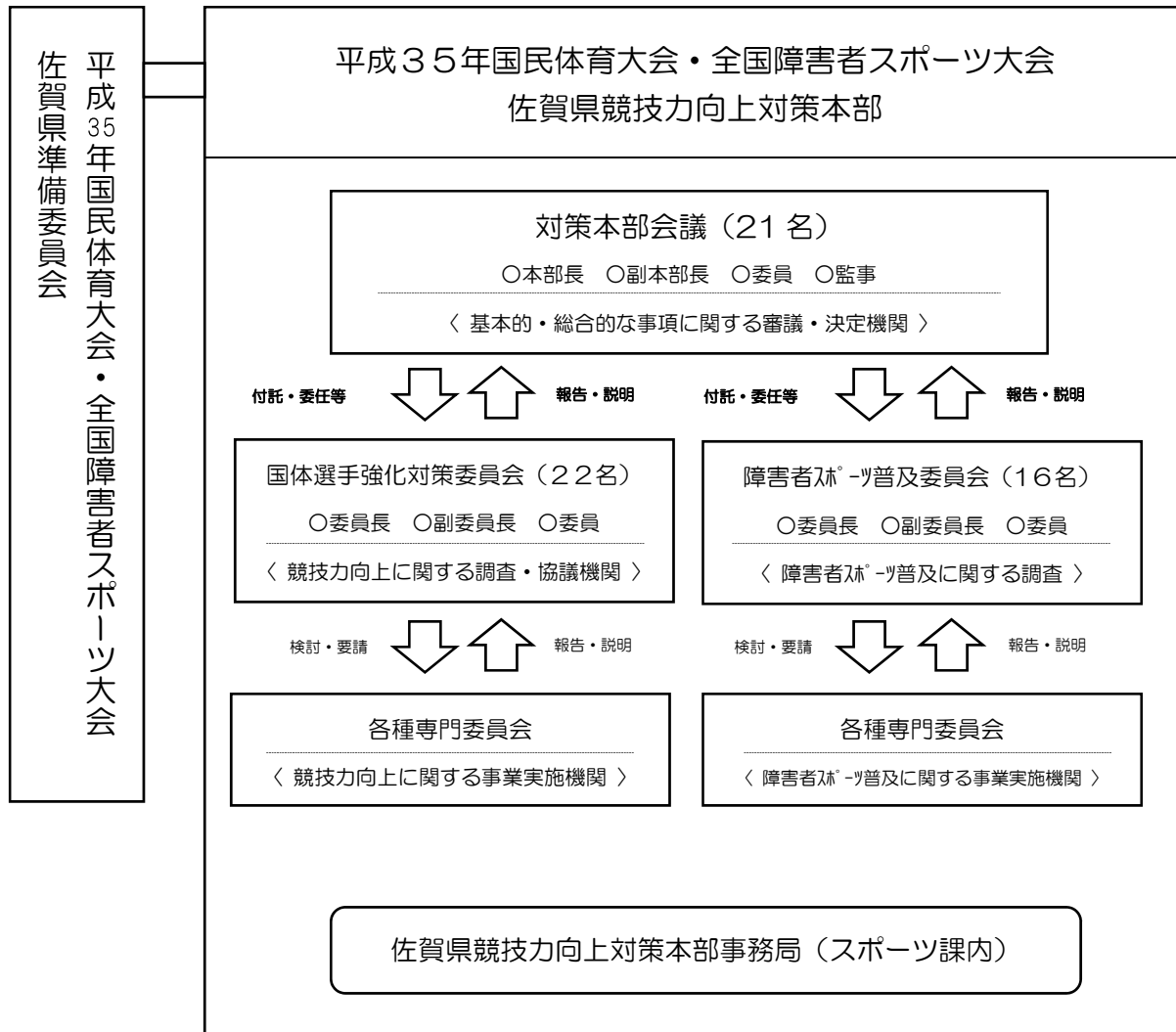
- ・ スポーツを楽しむ障害者を身近に支える人が必要。
- ・ 各競技の練習場所の確保が重要。
- ・ 練習会場等までの交通費助成についても検討が必要。
- ・ 競技用具への助成が必要。

3 障害者スポーツ普及のための主なスケジュール

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
回数	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	
開催地	和歌山 (8年前)	岩手 (7年前)	愛媛 (6年前)	福井 (5年前)	茨城 (4年前)	鹿児島 (3年前)	三重 (2年前)	栃木 (1年前)	佐賀 (開催年)	
区分	発掘・育成期			充実期			完成期			
組織体制の整備・充実 ○ 障害者スポーツを行う組織の整備 ○ 関係諸団体との連携強化	対 策 本 部 設 立	障害者スポーツ普及啓発事業(推進体制の整備)							全 障 ス ポ 佐 賀 大 会 開 催	
		障害者スポーツ競技に特化した組織整備支援								
		市町、障害者団体、競技団体、教育機関との連携・支援								
		選手大会競技掘の育成及び強化 ○ 個人競技選手の発掘・育成・強化 ○ 団体競技選手の発掘・育成・強化 ○ 両競技選手共通の発掘・育成・強化								
指導体制の確立 ○ 指導者養成・資質向上 ○ 指導者の確保 ○ 指導環境整備	対 策 本 部 設 立	障害者スポーツ普及啓発事業(指導者研修会)							全 障 ス ポ 佐 賀 大 会 開 催	
		指導者が活動しやすい環境づくり								
障害者スポーツ普及のための環境整備 ○ サポーター育成 ○ 地域とのつながり促進 ○ 広報活動 ○ 競技普及支援	対 策 本 部 設 立	障害者スポーツ普及啓発事業(サポーター研修会)								全 障 ス ポ 佐 賀 大 会 開 催
		地域とのつながり促進								
		広報活動								
		競技用具整備支援								

第4章 障害者スポーツ普及基本計画の推進体制

1 推進体制の組織図



2 推進体制の充実・拡充

- (1) 基本計画に基づく普及対策事業の展開
- (2) 新たな普及対策の立案と組織の充実